

第26回

参議院議員通常選挙 (選挙区・比例代表)

投票日は 7月10日(日)

問 有田川町選挙管理委員会(吉備庁舎総務課内)

投票日

● 日時／7月10日(日) 7時～

● 場所／各地区指定の投票所

※投票終了時刻は投票所によつて異なりますのでご注意ください。

これまで「田角公民館」が投票所であった有権者の皆さまは、今回から「田殿小学校」が投票所となります。その他の投票所については、施設の変更などはありません。

次の項目に当てはまる人が投票できます。

- 平成16年(2004年)7月11日以前に生まれた人
- 令和4年(2022年)3月21日以前から、引き続いて有田川町内に住民登録している人
- 令和4年(2022年)3月22日以降(一部の人は令和4年2月22日以降)に他の市区町村に転入した人で、転出前に引き続いて3カ月以上有田川町内に住民登録していた人

投票できる人

投票日当日に仕事や学業、冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない見込みの人は、期日前投票をご利用ください。

● 日時／6月23日(木)～7月9日(土)のうち、8時30分～20時

● 場所／吉備庁舎・金屋文化保健センター・清水行政局

期日前投票

有権者の皆さんに「投票所入場券」を送付します。これは選挙権の有無の確認を円滑に行うためのものです。

もし入場券が届かなかつたり紛失したりしても、選挙権がある人は投票できます。遠慮なく投票事務従事者にお申し出ください。

金屋地区

- ・宇井苔ヶ原地集会所 8時～9時30分
- ・谷地区集会所 11時～12時30分
- ・生石地区集会所 15時～16時30分
- ・清水公民館上湯川分館 10時30分～12時30分
- ・遠井区山椒集荷場 14時30分～16時

移動期日前投票

また、投票車が巡回する「移動期日前投票所」を開設します。選挙権がある人はどなたでも投票できます。

● 開設日／7月9日(土)

不在者投票

選挙の当日に投票所で投票できないう人が、公示日の翌日から選挙期日の前日までの期間に、滞在地などで投票できる制度です。

なお、不在者投票を行うには投票用紙の請求が必要です。お早めにそぞれの指定施設や有田川町選挙管理委員会にお申し出ください。

名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

仕事や学業などで、一時的に他市町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

- また次の日時・場所でも期日前投票をご利用いただけます。
- ・7月6日(水) 8時30分～17時 安諦地区基幹集落センター
 - ・7月8日(金) 8時30分～17時 城山出張所